

■ 意見書 ■

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、全国の中でも多くの過疎市町村を有する当県においては、人口減少や少子高齢化等により、地域コミュニティの崩壊や地域医療の不足、住民生活を支える地域交通の不足、農地や森林の荒廃など、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、国においては、新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

上記のとおり発議する。

令和元年10月3日

鹿児島県議会企画観光建設委員長 郷 原 拓 男

私学助成の充実と財源確保に関する意見書

当県内の私立学校は、多様化する県民のニーズに応じた特色ある教育の推進が求められている中で、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、当県の学校教育の振興発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、今日、少子化の進行による生徒数の減少など、私立学校を取り巻く環境は、厳しさを増している。

このようなことから、私立学校振興助成法第1条に規定するとおり、学校教育における私立学校の果たす重要性を認識して、私立学校における教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めることが肝要である。

よって、国においては、令和2年度の予算編成に当たり、私立高等学校等経常費助成費補助

金及び私立学校施設耐震化に係る補助の拡充，就学支援金制度の拡充強化など，私学助成に係る財源の充実・確保を図られるよう強く要望する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

上記のとおり発議する。

令和元年10月3日

鹿児島県議会文教警察委員長 中 村 素 子

国土強靱化対策の推進を求める意見書

近年，全国各地で集中豪雨や大地震，火山噴火等の大規模自然災害が頻発しており，河川の氾濫や土砂災害等により，多くの人的被害のほか，道路，農作物，住家，山地などに広範かつ甚大な被害が発生している。

このような自然災害に事前から備え，国民の生命・財産を守る防災・減災，国土強靱化は，一層重要性が増しており，喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け，国においては，国民経済や生活を支え，国民の生命を守る重要インフラ等の機能維持のための対策に，令和2年度までに集中的に取り組むこととしている。

特に当県は，本土の大半が水を含むと崩れやすいシラス等の特殊土壌に覆われ，集中豪雨や台風の来襲等も多く，さらには活発な活動を続ける桜島など多くの火山を有しており，より被災しやすく，被害が深刻化しやすい状況にある。

また，切迫する南海トラフ地震などによる大規模自然災害から県民の生命を最大限に守るため，高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化等による道路ネットワークの機能強化をはじめ，河川・海岸堤防や港湾施設などの社会資本の整備を早急に進めていく必要がある。

よって，国会及び政府においては，これらの状況を踏まえ，あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け，地方創生の取組とも連携した国土強靱化対策のより一層の推進を図られるよう，下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため，国や県が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 3か年緊急対策後も，継続して国土強靱化対策を推進すること。また，災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに，国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。
- 3 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう，新たな財源を創設するとともに，長期安定的に必要な予算を確保すること。
- 4 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため，国の地方支分部局，とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

殿

上記のとおり発議する。
令和元年10月3日

鹿児島県議会議員

田畑	浩一郎
西村	協
下鶴	隆央
大久保	博文
前野	義春
藤崎	剛子
柳中	誠良
田田	洋一
小園	しげよし
吉留	厚宏
大園	清信
日高	滋春
成尾	信春
田之上	耕三